

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 9番 桜井 伸一 委員 | 10番 坂井 和弘 委員 |
| 11番 藤田 吉則 委員 | 12番 大橋 正臣 委員 |
| 13番 山ノ内 正 委員 | 14番 川勝 勳 委員 |
| 15番 金子 純一 委員 | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 17番 野水 敏秋 委員 | 18番 高山 博 委員 |
| 19番 安達 宰 委員 | 20番 森山 昭 委員 |
| 21番 西 光明 委員 | 22番 野崎 文夫 委員 |

23番	大竹正信	委員	24番	小師勉	委員
25番	五十嵐俊雄	委員	26番	鶴巻俊樹	委員
27番	佐藤宗司	委員	28番	安達英作	委員
29番	村山佐喜雄	委員	30番	佐々木包茂	委員
31番	長谷川清一	委員	33番	熊倉睦	委員
34番	神子島巖	委員	35番	佐藤裕雄	委員

欠席委員 1名

32番 横山敏夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平岡勝司
事務局 次長	石崎 亮
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。1番、斉藤委員、35番、佐藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

去る8月24日、新潟県農業会議定例総会におきまして永年勤続農業委員の表彰該当者が1名ございましたので、この場をかりまして伝達を行いたいと思います。

また、該当者には当委員会慶弔等に関する協議事項の申し合わせにより、記念品を贈呈いたしますこともあわせてご報告を申し上げます。

なお、該当者につきましては農業委員として継続勤務3期または勤務10年以上として、31番、長谷川清一委員であります。

これより会議を休憩し、表彰伝達を行います。休憩いたします。

(午前9時38分から午前9時41分まで休憩)

議長(大桃会長)

会議を再開いたします。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、1ページにありますように、新規設定が1件、1万4,858㎡、再設定が1件、3,900㎡でございます。合計では2件、1万8,758㎡であります。

議案中の50番は、須戸新田の農地17筆、1万4,858㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

51番は、上保内ほかの農地9筆、3,900㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、8月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時54分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定1件、再設定1件、合計件数2件、面積にして1万8,758㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページに記載してありますように、5件の申請で、合計1万9,701㎡となっております。

それでは、戻りまして、2ページの26番から順にご説明申し上げます。

議案中の26番は、荻堀地内の農地1筆、1,212㎡を譲り受け人が相手方の要望で売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約41万円でございます。

27番は、吉田地内の農地2筆、131㎡を譲り受け人が耕作の利便性を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約267万円でございます。

28番は、長沢地内の農地1筆、255㎡を譲り受け人が袋地解消を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約12万円でございます。

29番は、笹岡地内の農地1筆、2,198㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

30番は、下保内地内の農地38筆、1万5,905㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、使用貸借により取得するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積にして1万9,701㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページに記載してありますように6件、1,032.91㎡であります。

戻りまして、4ページ、議案中の7番は、塚野目5丁目地内の土地1筆、211㎡について売買により取得し、変更目的を住宅と駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,900円でございます。場所につきましては、三条総合病院の東側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

8番は、塚野目5丁目地内の土地1筆、250㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅と駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,900円でございます。場所につきましては、前の7番と同じところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

9番は、四日町地内の土地2筆、92㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅拡張敷地に利用したいというものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,300円でございます。場所につきましては、嵐南公民館の西側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

5ページの10番は、四日町地内の土地1筆、92㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅拡張敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,300円でございます。場所につきましては、前の9番と同じところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

11番は、麻布地内の土地4筆、176.91㎡について、売買により取得し、変更目的を分家住宅に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万900円でございます。場所につきましては、大崎浄水場の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

12番は、直江町3丁目地内の土地1筆、211㎡について、売買により取得し、変更目的を貸し駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万8,400円でございます。場所につきましては、国道8号線より西側へ入ったところで、

農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして6件、面積にして1,032.91㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページに記載してありますように、1件の申請で、面積は1,021㎡であります。

議案中の9番は、東鱈田地内の農地1筆、1,021㎡を貸駐車場に利用したいものです。場所につきましては、西鱈田小学校の南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、本件は平成22年8月2日付、農振除外された土地であります。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして1,021㎡で、9番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように、15件の申請で、合計8,981.91㎡となっております。

それでは、戻りまして、8ページの48番から順にご説明申し上げますが、48番から53番までの6件につきましては、先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請でありますので、省略をさせていただきます。

9ページから説明をいたします。議案中の55番は、柳川新田地内の農地5筆、6,064㎡を売買により取得し、既存敷地と一体利用して、事務所、倉庫、駐車場、緑地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4,100円でございます。場所につきましては、景雲工業団地の南側で、農地区分は第2種農地に該当し、許可条

項にも該当しています。

なお、本件は平成22年8月2日付、農振除外された土地であります。

56番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、201㎡を贈与により取得し、生活の安定を図るため、貸駐車場に利用したいものです。場所につきましては、塚野目郵便局の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

57番は、桑切地内の農地1筆、219㎡を使用貸借設定により取得し、住宅の増築、車庫兼格納庫に利用したいものです。場所につきましては集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、本件は平成22年8月2日付、農振除外された土地であります。

58番は、東新保地内の農地2筆、74㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して、4区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,100円でございます。場所につきましては、JR三条駅の東側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

10ページ、59番は、西大崎2丁目地内の農地1筆、254㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅に利用したいものです。場所につきましては、老人福祉施設ころつくしの西側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

60番は、上須頃地内の農地1筆、99㎡を売買により取得し、住宅増設敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,200円でございます。場所につきましては、上須頃郵便局の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

61番は、福島新田地内の農地2筆、176㎡を売買により取得し、住宅敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,300円でございます。場所につきましては、浦新田集会所の西側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

62番は、飯田地内の農地1筆、340㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅に利用したいものです。場所につきましては、飯田保育所の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

63番は、茅原地内の農地4筆、522㎡を使用貸借設定により取得し、住宅、納屋に利用したいものです。場所につきましては集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして15件、面積にして8,981.91㎡で、55番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように2件であります。

議案中の1番は、被相続人は平成21年10月13日死亡され、相続人5人で協議の結果、平成22年8月5日、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万4,306.91㎡中、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は6,844.91㎡で、農地として適正管理されております。

2番は、被相続人が平成21年10月13日死亡され、相続人5人で協議の結果、平成22年8月5日、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万4,306.91㎡中、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は6,004㎡で、農地として適正管理されております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、2件、2名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正管理されており、全件、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は自席へお戻り願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

議長（大桃会長）

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

来月の調査部会は第3調査部会の担当で、9月27日、月曜日、午前9時より厚生福祉会館第2集会室において開催いたしますので、関係委員の方はご出席願います。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は9月30日、午前9時30分から予定をしておりますので、よろ

しくお願いを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時11分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 3 5 番）
